

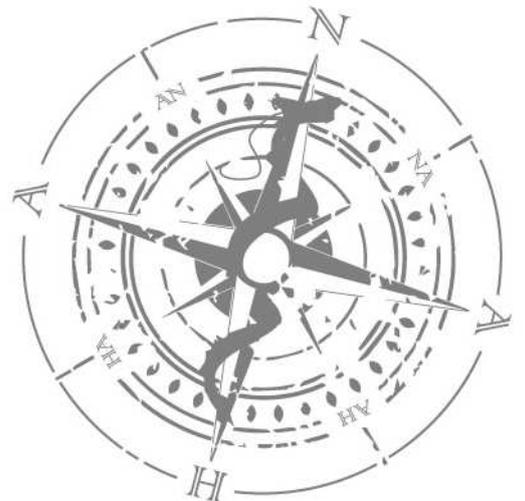
NAHA City Design Compass

みんなで継承

みんなで作る

亜熱帯庭園都市なはの景観

那覇市サインデザインマニュアル



目次

那覇市の景観ビジョン	1
デザインマニュアルの体系について	2
序章	3
■ サインデザインマニュアルの目的	
■ Sign(サイン)としての屋外広告物	
■ 屋外広告物とは	
■ 屋外広告物制度	
屋外広告物の安全性確保と維持管理	6
より良い広告物とするために	8
■ 周辺景観や建物と調和した色彩への配慮	
■ 情報の整理	
■ 余白の確保	
種別デザインマニュアル	
1. 屋上広告	16
2. 壁面広告	18
【広告物コラム：屋内から景観へのおもいやり】	
3. 突出広告	24
4. 野立広告	26
5. その他広告	28
活用編	29
■ 賑わいを演出する	
■ 素材を活かす	
【広告物コラム：店前や通りの魅力づくり】	

那覇市の景観ビジョン

—まちづくりの基本理念—

なはが好き！

みんなで創ろう子どもの笑顔が輝くまち

～亜熱帯の自然と文化が息づく、自治・協働・平和都市をめざして～

「第4次那覇市総合計画」より



—景観づくりの理念—

めざす
景観

**みんなで継承、みんなで作る
「亜熱帯庭園都市」なはの景観**

「那覇市景観計画」より



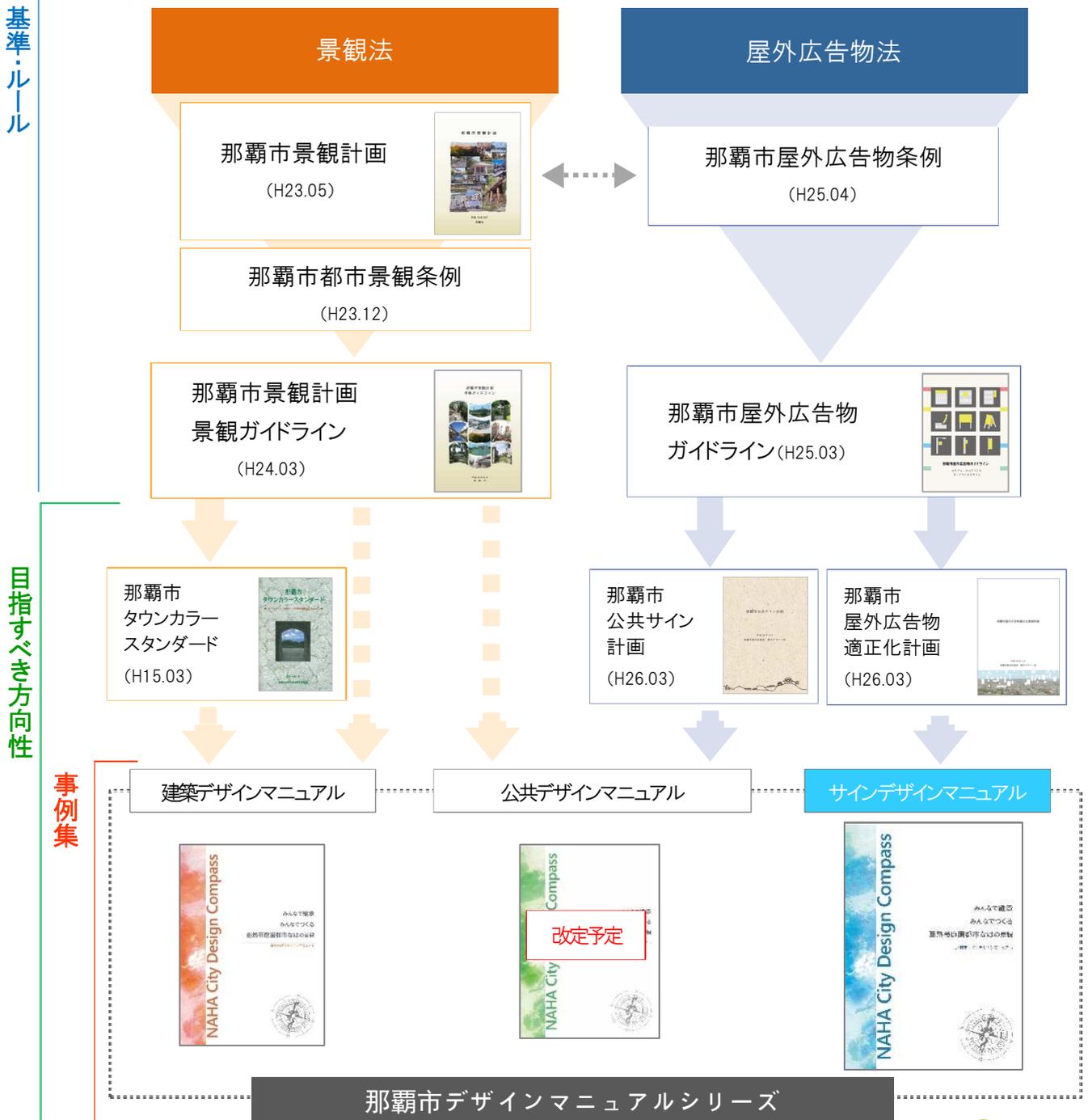
この理念の実現に向け、以下5つの基本目標をかかげています。

1. 固有の風土(亜熱帯固有の水・緑・微地形変化など)をいかした景観をつくる
2. 固有の歴史・文化(王都)を守り、いかす景観をつくる
3. 国際的な交流・交易、観光都市機能を持つ県都として風格のある景観をつくる
4. 地域の資源や生活文化などをいかした景観をつくる
5. 市民との協働による景観づくりの活動を広げる

デザインマニュアルの体系について

本デザインマニュアルシリーズは、法や条例などの基準・ルールを基に、建築やサイン、公共の構造物の分野において、周辺景観と調和のとれた整備事例や目指すデザインのあり方を示したものです。

建築やサイン、公共の構造物などの新築・新設・改修時に、よりよい発想と創意工夫へのヒントとして活用してください。



デザインマニュアルシリーズの連携による
“「亜熱帯庭園都市」なはの景観”を創出



序章

■サインデザインマニュアルの目的

屋外広告物は、私たちに様々な情報を伝えるための手段の1つであり、通りを歩く人が意識する・しないに関わらず、自然と目に映るものです。時に目立つ形状や色、大きさになる傾向がありますが、屋外広告はまちの印象やイメージに大きな影響を与える要素でもあることから、本来の情報提供機能とともに、那覇の「風格ある県都」としての景観に調和させる心がけが大切です。また、見る人にとっても伝わりやすく心地いいと感じさせる屋外広告物であることも重要です。

本マニュアルは、平成3年に作成した「サインデザインマニュアル」を改定したもので、屋外広告物を設置する際、広告主、広告事業者、行政はもちろんのこと、設計者や市民のみなさまが、那覇らしい屋外広告物のあり方について、それぞれの立場から広告景観の向上を図ることを目的にしたものです。



サインデザインマニュアル
(平成3年)

■サイン(Sign)としての屋外広告物

「サイン(Sign)」とは、「符号、記号、象徴、印、信号、合図、身振り、広告、兆し」などを意味し、「告知の機能を持った情報」という概念を表すことばです。広義的には人為的なものだけでなく、自然現象なども含めた「人が感じ取れる情報を発しているもの」すべてが「サイン」であるといえます。



【サイン（屋外広告物）がつくる街並み】



周辺の景観に合った色合いや素材の広告物から、歴史的な風情が感じられる

屋外広告物も告知の機能を持ったサインの一種であり、屋外広告物を通して様々な情報を得ることが出来ます。それだけではなく、屋外に掲示されることによって、まちや通りの雰囲気をつくっている重要な景観要素ともなっています。広告物が周辺環境へ与える影響を理解し、地域や通りの景観に調和した広告物は、見る人から好意的に受け入れられ、より効果的な広告となります。また、良好な街並みづくりに貢献するとともに、地域の個性と魅力の向上に繋がります。

■屋外広告物とは

本サインデザインマニュアルにおける屋外広告物とは、以下の4つの条件を満たすもので、具体的には、看板や広告塔、ポスターなどだけではなく、建築物の壁面等に直接表示するものも含まれます。

▼屋外広告物の定義

- ①常時または一定の期間継続して表示されるものであること
- ②屋外で表示されるものであること
- ③公衆に表示されるものであること
- ④看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの

▼屋外広告物の種類

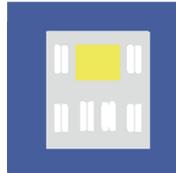
まちなかには様々な種類の屋外広告物が掲示されています。周辺環境との調和や、情報を伝えたい対象、情報量に合った効果的な広告物の種類を選択しましょう。

屋上広告



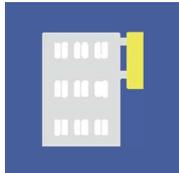
建築物の屋上や屋上部分の壁面、建築物の最上階のひさしの上などに表示、または設置するもの

壁面広告



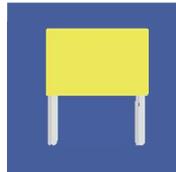
建築物の壁面に直接塗料等で広告内容を表示するもの、また耐久性のある材料で作成され、建築物の壁面に取り付けられるもの

突出広告



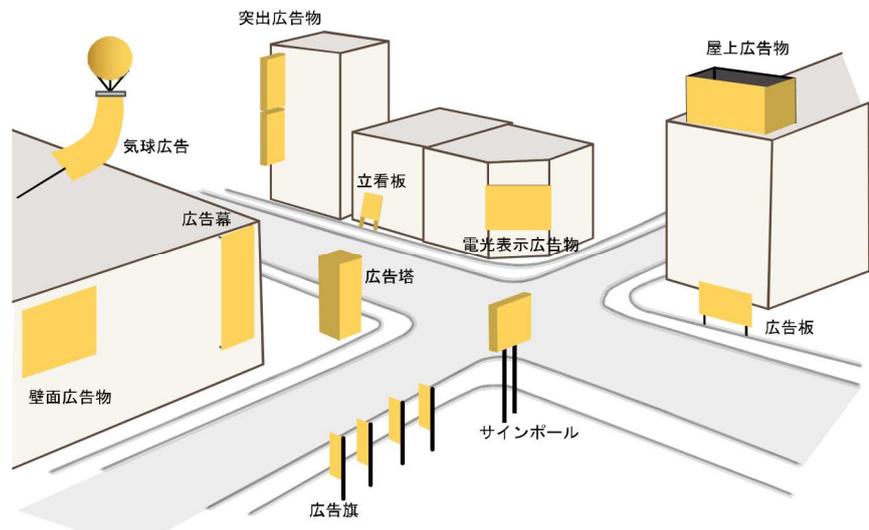
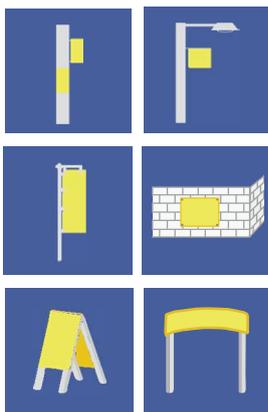
金属等の耐久性のある材料を使用して作成され、建築物の壁面から突き出して取り付けられるもの

野立広告



サインポール、広告板、広告塔など土地に建植され、または建造物その他の物件を利用して取り付けられるもの

その他広告



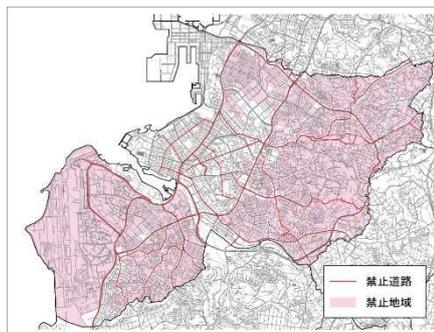
■屋外広告物制度

那覇市内で屋外広告物を掲示する場合、事前に許可を受ける必要がある広告物であるか確認してください。那覇市屋外広告物条例において、掲示する地域や広告物の種類ごとに、大きさなどの許可基準が定められています。また、広告主および屋外広告業を営む事業者は、良好な景観を維持し、公衆に対して安全な広告物であるよう維持・管理する義務があります。

▼禁止地域と許可地域（那覇市屋外広告物ガイドライン P13～15）

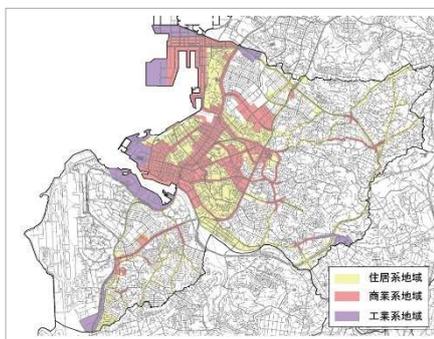
■禁止地域

良好な景観の形成、風致維持の観点から屋外広告物の表示等を原則として禁止する地域です。ただし、社会生活を営む上で最小限必要な一定の屋外広告物については、適用の除外を受けることができます。



■許可地域

禁止地域以外の地域で、屋外広告物を設置する際に市長の許可を受ける必要がある地域です。許可を受けるためには、その屋外広告物の大きさ・高さ等が表示等を行う地域の許可基準に適合していなければなりません。



基準の内容やその他那覇市の屋外広告物に関する情報は、那覇市都市計画課ホームページにてご確認いただけます。



詳しくはこちらをご覧ください

那覇市屋外広告物

検索

<http://www.city.naha.okinawa.jp/kakuka/tokei/okugai.html>

